

労働組合法の一部を改正する法律

(平成一六年十一月一七日法律第一四号)

一、提案理由(平成一六年六月九日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました四法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

不当労働行為審査制度については、労働委員会における審査が著しく長期化していること、命令に対する取り消し率が高いこと等により、労使間の対等な交渉を可能とするための基盤を確保するという制度本来の趣旨が十分に実施できていない状況にあります。こうした状況にかんがみ、審査の迅速化及び的確化を図るため、労働委員会における審査の手続及び体制の整備等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、労働委員会における審査体制の整備であります。

地方労働委員会について、条例の定めるところにより委員定数を増加させること等ができることとしております。

また、不当労働行為事件等について、中央労働委員会は原則として公益委員五人による合議体で処理を行うこととするとともに、地方労働委員会についても同様の処理ができることとしております。

第二に、審査手続の整備であります。

まず、計画的な審査を進めるため、労働委員会は、争点及び証拠等を記載した審査の計画を定めなければならないこととしております。

また、迅速かつ的確な事実認定を行うため、労働委員会は、証人等の出頭や物件の提出を命ずることができることとしております。

さらに、和解を促進するため、その手続等を整備することとしております。

第三に、物件提出命令に反して提出しなかった物件は、労働委員会の命令に対する取り消し訴訟において、正当な理由がない限り証拠として提出できないこととしております。

なお、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十七年一月一日としております。

……………(略)……………

以上、四法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一六年十一月二日)

鴨下一郎君 ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案について、

厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図るため、労働委員会の行う審査の方法及び体制を整備しようとするもので、その主な内容は、

第一に、不当労働行為事件等について、中央労働委員会は、原則として公益委員五人による合議体で処理を行うものとするとともに、都道府県労働委員会についても、同様の処理を行うことができるものとする、

第二に、労働委員会は、争点及び証拠、命令交付予定時期等を記載した審査の計画を定めなければならないものとするとともに、証人等の出頭や物件の提出を命ずることができるものとする、さらに、和解を促進するため、その手続等を整備するものとする、

第三に、物件提出命令に反して提出しなかった物件は、労働委員会の命令に対する取り消し訴訟において、正当な理由がない限り、証拠として提出できないものとする、

本案は、第百五十九回国会に提出され、去る四月五日日本委員会に付託となり、六月九日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、十月二十九日委員会で質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年一月二十九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今回の不当労働行為審査制度の見直しの趣旨にかんがみ、計画的な審査及び迅速・的確な事実認定が行なわれるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 中央労働委員会事務局に法曹資格者を配置する等事務局体制の充実・強化を図るとともに、労働委員会事務局の専門的な知識能力の向上のため、研修その他必要な措置を講ずること。
- 三 証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避については、労働委員会の裁判所化・民事訴訟化となることのないよう、その運用に十分配慮すること。
- 四 公益委員の選出に当たっては専門的な知識能力を持つ適切な人材が選出できるよう努めるとともに、常勤となる公益委員については、労働紛争を解決するにふさわしい知識・経験を有する有為な人材を登用すること。
- 五 審級省略及び実質的証拠法則については、引き続き積極的に検討を進めること。
- 六 証人等出頭命令等に対する不服申立て及び和解の制度については、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年十一月一日）

岸宏一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、不当労働行為事件の迅速な解決を図り、安定した労使関係を長期的に維持、確保するため、労働委員会における審査の手續及び体制の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、不当労働行為の実態、審査体制の整備の必要性、和解制度の積極的な活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

……………（略）……………

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一六年十一月九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今回の不当労働行為審査制度の見直しの趣旨にかんがみ、計画的な審査及び迅速・的確な事実認定が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 公益委員の任命に当たっては、労働分野における専門的な知識能力を持つ適切な人材が選出できるよう努めるとともに、特に常勤となる公益委員については、労働紛争を解決するにふさわしい専門的な知識・経験を豊富に有することに加え、主導的・調整的役割が期待される有為な人材を登用すること。
- 三 中央労働委員会等は、合議体たる小委員会の設置に当たり、常勤となる公益委員の配置、個別事件の性格をかんがみた委員構成などを含め、効果的・弾力的運用に努めること。
- 四 証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避については、労働委員会の裁判所化・民事訴訟化となることのないよう、その運用に十分配慮すること。
- 五 緊急命令については、労働者の団結権等の侵害に対して迅速な救済を図るという制度の趣旨にかんがみ、その積極的な活用を努めること。
- 六 審級省略及び実質的証拠法則については、引き続き積極的に検討を進めること。
- 七 証人等出頭命令等に対する不服申立て及び和解の制度については、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八 中央労働委員会事務局に法曹資格者を配置する等審査体制の充実・強化を図るとともに、労働委員会事務局の専門的な知識能力の向上のため、研修その他必要な措置を

講ずること。

右決議する。